

## 道路整備に関する協議書

越谷市道路建設課長 宛

令和 年 月 日  
( 年)

受付印

開発番号	令和 年 月 日付 第 号 ( )年
開 発 地	
申 請 者	住 所
	氏 名
連 絡 先	会 社 名 担当者
	電話番号

## 注意事項(該当項目にレ点)

※工事の際は、近隣関係者と十分に調整して実施してください。

- 工事立会時に高さ等の調整があります。
- 舗装復旧の詳細については、中間検査時に指示します。
- 路面表示、標識等を復旧してください。
- 工事の支障の無いように、電柱の移設について調整してください。
- 工事完了後に写真(施工中・施工後)を提出してください。
- その他(下記事項)

# 越谷市「まちの整備に関する条例」に基づく道路整備に関する協議について

越谷市道路建設課

- ① 開発行為等事前協議により、道路建設課が道路整備を要請します。
- ② 必要書類にて、道路整備に関して協議します。(3部提出)  
(連絡先:道路建設課(開発担当) 048-963-9202(課直通))

「**必要書類**」・・・3部(協定書添付、開発者控え、道路建設課控え)

表紙	道路整備に関する協議書(様式第1号) (開発番号は、開発指導課の受付番号)
図面	案内図(1/1500程度)
	土地利用計画図
	道路計画図(平面図、縦断図、横断図) ・・・道路高、排水勾配、排水先等
	道路施設構造図・・・車道組成、構造図等

「**参考書類**」・・・1部

開発行為等に係る要請書(開発指導課)のコピー

- ③ 協議終了(2部返却)後、開発指導課に1部提出。

※参考(検査について)

「立会の内容」

工事着手前に現地にて図面と照らし合わせて確認します。

「中間検査の内容」

構造物・路盤検査について、現地又は写真で確認をします。

計画高・延長・幅員の確認をします。

「完了検査の内容」

出来形図に基づき道路高・延長・幅員等の確認をします。

下記のサイトから様式をダウンロードすることができます。

「越谷市ホームページ」→「くらし・市政」→「くらし・手続き」→「道路・水道・施設管理」  
→「様式ダウンロード」→「申請書様式(道路整備に関する協議書)」